

奈良県立医科大学医学部看護学科教務委員会規程

(設置)

第1条 奈良県立医科大学医学部看護学科に看護学科教務委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議することを目的とする。

- 一 カリキュラムの運営に関すること。
- 二 看護学科の非常勤講師に関すること。
- 三 シラバスに関すること。
- 四 既修得単位に関すること。
- 五 その他看護学科の教務に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- 一 看護学科長
 - 二 看護教育部長
 - 三 看護学科専任教授4名
 - 四 その他委員長が必要と認める者
- 2 前項第3号の委員は、教育研究審議会の審議を経て学長が任命する。
 - 3 学長は、委員に欠員が生じた場合は、前項の規定に基づき、速やかに委員を補充しなければならない。
 - 4 第2項の委員の任期は2年とする。
 - 5 第3項により補充された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
 - 6 委員会に委員長を置くものとし、看護学科長をもって充てる。

(委員会)

第4条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員がその職務を行う。
- 3 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を求めることができる。

(専門部会)

第5条 委員会に、第2条に掲げる事項を専門的に協議するため、次に掲げる部会を置くものとし、名称及び担当事項は次のとおりとする。

- 一 看護学科教務部会
看護学科のカリキュラム、シラバス及び授業方法の運営等教務に関する事。
 - 二 看護学科実習部会
看護学科の実習の企画・運営に関する事。
- 2 前項の部会は、委員会委員、若干名の専門教員及び学生委員をもって組織し、学生委員は、次の各号に定める学年の副総代とする。
 - 一 看護学科教務部会
看護学科の第1学年及び第2学年
 - 二 看護学科実習部会
看護学科の第3学年及び第4学年
 - 3 前項の部会員は、委員長が任命する。
 - 4 部会の部会長及び副部会長は、原則として委員会委員をもって充てる。
 - 5 部会長は、部会を招集し、その議長となる。
 - 6 部会長に事故があるときは、副部会長がその職務を行う。
 - 7 部会長は、必要があると認めるときは、部会構成員以外の者を部会に出席させ、その意見を求めることができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、教育支援課において処理する。

(雑則)

第7条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則（令和4年6月2日）

この規程は、令和4年6月2日から施行する。

附 則（令和6年4月1日）

この規程は、令和6年4月1日から施行する。